

平成 26 年度

森 林 保 険 特 別 会 計 財 務 書 類

森林保険特別会計財務書類は、「特別会計に関する法律」第19条第1項の規定により、資産及び負債の状況その他の決算に関する財務情報を開示するために企業会計の慣行を参考として作成した書類である。

貸 借 対 照 表

(単位:百万円)

前会計年度 (平成 26 年 3月 31 日)	本会計年度 (平成 27 年 3月 31 日)	前会計年度 (平成 26 年 3月 31 日)	本会計年度 (平成 27 年 3月 31 日)
<資 産 の 部>			
現 金 ・ 預 金	27,656	27,726	未 払 金
未 収 収 益	17	15	支 払 備 金
無 形 固 定 資 産	197	138	未 経 過 保 険 料
			賞 与 引 当 金
			退 職 給 付 引 当 金
			負 債 合 計
			6,094
			5,731
<資産・負債差額の部>			
		資 産 ・ 負 債 差 額	21,776
		負 債 及 び 資 産 ・ 負 債 差 額 合 計	22,149
資 産 合 計	27,870	27,880	27,870
		27,880	

業務費用計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 〔自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日〕	本会計年度	
		〔自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日〕	
人 件 費	45	49	
賞与引当金繰入額	3	3	
退職給付引当金繰入額	2	△	2
森 林 保 険 費	741	951	
賠 償 償 還 及 払 戻 金	12	64	
森 林 保 険 事 務 取 扱 手 数 料	176	174	
補 助 金 等	555	537	
交 付 金	99	94	
手 費 等	27	52	
そ の 他 の 経 費	1	0	
減 億 償 却 費	64	73	
本 年 度 業 務 費 用 合 計	1,730	1,999	

資産・負債差額増減計算書

(単位:百万円)

	前会計年度 〔自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日〕	本会計年度 〔自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日〕
I 前年度末資産・負債差額	21,136	21,776
II 本年度業務費用合計	△ 1,730	△ 1,999
III 財 源	2,368	2,371
1 自 己 収 入	2,368	2,371
保 険 料 収 入	2,249	2,279
そ の 他 の 財 源	118	92
IV 無 償 所 管 換 等	1	0
V 本年度末資産・負債差額	21,776	22,149

区 分 別 収 支 計 算 書

(単位:百万円)

	前会計年度 〔自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日〕	本会計年度 〔自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日〕
I 業務 収 支		
1 財 源		
自己 収 入		
森林保険料 収 入	2,036	1,942
その他の 収 入	141	94
前年度 剰余金 収 入	6,242	6,004
財 源 合 計	8,421	8,042
2 業務 支 出		
(1) 業務支出(施設整備支出を除く)		
人 件 費	△ 50	△ 54
森 林 保 険 費	△ 766	△ 974
賠償償還及 払戻金	△ 12	△ 64
森林保険事務取扱手数料	△ 176	△ 174
補 助 金 等	△ 555	△ 537
交 付 金	△ 99	△ 94
手 費 等 の 支 出	△ 78	△ 67
その他の 支 出	△ 1	△ 0
業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 1,741	△ 1,966
業務 支 出 合 計	△ 1,741	△ 1,966
業 务 収 支	6,680	6,075
II 財務 収 支		
財務 収 支	—	—
本 年 度 収 支	6,680	6,075
資金への繰入(決算処理によるもの)	△ 675	△ 429
国立研究開発法人森林総合研究所に承継する額	—	△ 5,646
翌 年 度 歳 入 繰 入	6,004	—
資金本年度末残高	21,651	22,080
その他歳計外現金・預金本年度末残高	—	5,646
本年度末現金・預金残高	27,656	27,726

注　記

1 重要な会計方針

(1) 減価償却の方法等

① 無形固定資産

ソフトウェアについては、利用可能期間(5年)の開発費等の累計額を資産価額とし、利用可能期間に基づく定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準及び算定方法

① 賞与引当金

(前会計年度)

6月支給分の期末手当及び勤勉手当の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分(期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6)を計上している。

(本会計年度)

「森林国営保険法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第21号、以下「改正法」という。)の規定に基づき権利義務を承継された国立研究開発法人森林総合研究所(以下「森林総合研究所」という。)の賞与支払実績額について、林野庁(森林保険特別会計)に所属していた者の本会計年度の期間に対応する部分(期末手当及び勤勉手当の6月支給分の4/6)を計上している。

② 退職給付引当金

退職手当に係る退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額を、次の計算方法により計上している。

・基　本　額…勤続年数別の職員数×平均給与×自己都合退職手当支給率

・調　整　額…[国家公務員退職手当法]第6条の4に定められた区分別の職員数×想定される調整月額単価×60ヶ月

国家公務員共済年金のうち、整理資源(昭和34年10月前の恩給公務員期間に係る給付分)に係る引当金については、将来給付見込額の割引現在価値を計上している。

(3) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

② 退職給付引当金の算定において用いる平均給与上昇率及び割引率について

・平均給与上昇率：2.9%

(平成26年財政検証で用いられている長期的な賃金上昇率から算出)

・割　　引　　率：4.2%

(平成26年財政検証で用いられている長期的な運用利回りから算出)

2 重要な後発事象

(1) 特別会計の廃止

本特別会計については、平成26年4月16日に公布された改正法第3条の規定により、改正法の施行日である平成27年4月1日に「特別会計に関する法律」の一部を改正し、この特別会計は本年度限りをもって廃止した。なお、本特別会計に帰属する権利及び義務は、一般会計に帰属する国庫債務負担行為を除き、改正法附則第8条第1項の規定により森林総合研究所に承継した。

3 翌年度以降支出予定額

(1) 国庫債務負担行為

国庫債務負担行為による翌年度以降に係る支出予定額 0百万円

4 追加情報

(1) 出納整理期間

本特別会計は出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

(2) 財政法第44条の資金

資金の種類：積立金

根拠法令：改正前の「特別会計に関する法律」第154条

内容：将来の保険金等支払財源の確保のために設置している。

決算上剩余が生じた場合は積立金として積立て、不足が生じた場合は積立金から補足することとなっている。

また、この積立金は「特別会計に関する法律」第12条の規定により、財政融資資金に預託して運用することができることとなっている。

(3) 業務費用計算書における収益の計上

- 「退職給付引当金繰入額」において、退職給付引当金の戻入額(退職給付引当金減少額)2百万円が計上されている。

(4) 表示科目の説明

① 貸借対照表

ア 資産の部

- 「現金・預金」には、日本銀行預金及び財政融資資金預託金を計上している。
- 「未収収益」には、財政融資資金預託金利子に係る当年度分を計上している。
- 「無形固定資産」には、ソフトウェアについては取得に要した費用から減価償却費相当額を控除した後の価額及びソフトウェア仮勘定については現在制作中のシステムに係る設計・開発費の負担額を計上している。

イ 負債の部

- 「未払金」には、前会計年度において、児童手当に係る未払額を計上している。
- 「支払備金」には、森林保険費の未払額を計上している。
- 「未経過保険料」には、未経過期間に対応する責任に相当する額として算定した保険料を計上している。
- 「賞与引当金」には、6月支給の期末手当・勤勉手当に係る本会計年度分を計上している。
- 「退職給付引当金」には、退職手当のほか、整理資源に係る引当金を計上している。

② 業務費用計算書

- 「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員等に係るもの(職員の手当等)及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額に、児童手当の未払金や退職手当及び賞与に関する引当金の発生主義による調整を行ったものを計上している。
- 「賞与引当金繰入額」には、前会計年度については、6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給見込額のうち当該年度に帰属する部分を計上している。また、本会計年度については、森林総合研究所における6月支給の期末手当及び勤勉手当の支給実績額のうち、林野庁(森林保険特別会計)に所属していた者に対する当該年度に帰属する部分を計上している。
- 「退職給付引当金繰入額」には、退職給付引当金への戻入額を計上している。
- 「森林保険費」には、改正前の「森林国営保険法」第2条の規定による保険事故により被保険者が損害を受けた場合に支払った金額に次年度繰越支払備金及び前年度繰越支払備金を加減した額を計上している。
- 「賠償償還及払戻金」には、保険事故発生、保険契約の解除等による未経過保険料の返還額を計上している。
- 「森林保険事務取扱手数料」には、改正前の「森林国営保険法」第23条の2及び第24条の規定による

経由機関(市町村、森林組合、森林組合連合会)が行う事務に対する手数料を計上している。

- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当するものを計上している。
- ・「交付金」には、改正前の「森林国営保険法」第23条の2及び第24条の規定による経由機関(市町村、森林組合、森林組合連合会)が行う事務に対する交付金を計上している。
- ・「庁費等」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当するもののうち、他の科目で計上されていないものであって資産計上されていないものを計上している。
- ・「その他の経費」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当するもの並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「減価償却費」には、無形固定資産に係る減価償却費を計上している。

③ 資産・負債差額増減計算書

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、業務費用計算書の「本年度業務費用合計」の額を計上している。
- ・「保険料収入」には、改正前の「森林国営保険法」第2条の規定により徴収した保険料の総額に前年度繰越未経過保険料及び次年度繰越未経過保険料を加減した額を計上している。
- ・「その他の財源」には、財政融資資金の運用から生じる利子収入に発生主義による調整を行ったもの及び交付金の返納等による雑収入等を計上している。
- ・「無償所管換等」には、過年度の退職給付引当金計上額に係る端数処理の誤謬訂正による増加額を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の「資産・負債差額」の額を計上している。

④ 区別収支計算書

ア 業務収支

- ・「森林保険料収入」には、改正前の「森林国営保険法」第2条の規定により保険者が保険事故発生の場合に支払うべき保険金及び保険運営事務費等の原資となる保険料収入を計上している。
- ・「その他の収入」には、財政融資資金の運用から生じる利子収入及び交付金の返納等による収入である雑収入を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、本特別会計の前年度剰余金(本年度収支に財政法第44条の資金との決算処理による収支等を加減したもの)を計上している。
- ・「人件費」には、決算書の使途別分類が「人件費」に該当するもののうち職員に係るもの(職員の手当等)及び決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち国家公務員共済組合負担金として支出した額を計上している。
- ・「森林保険費」には、改正前の「森林国営保険法」第2条の規定による保険事故により被保険者が損害を受けた場合に保険金として支出した額を計上している。
- ・「賠償償還及払戻金」には、保険事故発生、保険契約の解除等による未経過保険料として支出した額を計上している。
- ・「森林保険事務取扱手数料」には、改正前の「森林国営保険法」第23条の2及び第24条の規定による経由機関(市町村、森林組合、森林組合連合会)の事務手数料として支出した額を計上している。
- ・「補助金等」には、決算書の使途別分類が「補助費・委託費」に該当するもののうち、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第2条第1項で規定する補助金等に該当する支出額を計上している。
- ・「交付金」には、改正前の「森林国営保険法」第23条の2及び第24条の規定による経由機関(市町村、森林組合、森林組合連合会)が行う事務に対する交付金を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、決算書の使途別分類が「物件費」及び「施設費」に該当の支出のうち、施設整備支出に計上されないもので他の科目で計上されていないものを計上している。

- ・「その他の支出」には、決算書の使途別分類が「旅費」及び「その他」に該当する支出並びに単独の科目で表示するには金額の少ないもの等を計上している。
- ・「業務収支」には、財源合計から業務支出合計を控除した額を計上している。

イ 本年度収支以下の区分

- ・「本年度収支」には、業務収支を計上している。
- ・「資金への繰入(決算処理によるもの)」には、本特別会計での決算処理による財政法第44条の資金への繰入れを計上している。
- ・「国立研究開発法人森林総合研究所に承継する額」には、改正法附則第8条第1項の規定により森林総合研究所に承継する現金・預金のうち、支払備金及び未経過保険料に相当する額を計上している。なお、同法人には財政法第44条の資金として保有している歳計外の現金・預金を含む本年度末現金・預金残高の全額が承継される。
- ・「翌年度歳入繰入」には、「本年度収支」に「資金への繰入(決算処理によるもの)」を減算したものと計上している。
- ・「資金本年度末残高」には、財政法第44条の資金として保有している歳計外の現金・預金の本年度末残高の合計額を計上している。
- ・「その他歳計外現金・預金本年度末残高」には、「国立研究開発法人森林総合研究所に承継する額」を計上している。
- ・「本年度末現金・預金残高」には、「翌年度歳入繰入」に「資金本年度末残高」及び「その他歳計外現金・預金本年度末残高」を加算したものを計上している。計上額は、貸借対照表の「現金・預金」と一致する。

(5) その他特別会計財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ① 百万円未満切り捨てのため、合計が一致しないことがある。
- ② 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「—」で表示している。

附属明細書

1 貸借対照表の内容に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 現金・預金の明細

(単位：百万円)

内 容	本年度末残高
政府預金(日本銀行預金)	14,824
財政融資資金預託金	12,902
合 計	27,726

② 固定資産の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年減価償却額	評価差額(本年度発生分)	本年度末残高
(無形固定資産)						
ソフトウエア	197	14	—	73	—	138
ソフトウエア仮勘定	0	0	0	—	—	0
合 計	197	14	0	73	—	138

(2) 負債項目の明細

① 未経過保険料の明細

(単位：百万円)

内 容	相 手 先	本年度末残高
未経過保険料	保険契約者	5,109
合 計		5,109

② 退職給付引当金の明細

(単位：百万円)

区 分	前年度末残高	本年度取崩額	本年度増加額	本年度末残高
退職手当に係る引当金	69	—	△ 2	66
整理資源に係る引当金	16	1	0	15
合 計	86	1	△ 2	81

2 業務費用計算書の内容に関する明細

(1) 補助金等の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
都道府県事務取扱交付金	都道府県	537	改正前の「森林国営保険法」等に基づく森林国営保険の契約等に関する事務に要する経費の負担	無
合 計		537		

(2) 交付金の明細

(単位：百万円)

名 称	相 手 先	金 額	支 出 目 的	連結対象の有無
市町村等事務取扱交付金	市町村、森林組合、森林組合連合会	94	改正前の「森林国営保険法」第23条の2及び第24条の規定による経由機関が行う森林国営保険の引受事務に要する経費の交付	無
合 計		94		

3 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
雑 収 入	雑 収 入	財務省	90
雑 収 入	雑 収 入	都道府県等	1
合 計			92

(2) 無償所管換等の明細

(単位：百万円)

区分	相手先	金額	資産等の内容	所管換等の理由	備考
誤 謬 訂 正		0	退職給付引当金	過年度の退職給付引当金計上額に係る端数処理の誤謬訂正による増	
合 計		0			

4 区別別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位：百万円)

款	項	相手先	金額
雑 収 入	雑 収 入	財務省	92
雑 収 入	雑 収 入	都道府県等	1
合 計			94

(2) 資金の明細

(単位：百万円)

資金名	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
積立金	21,651	429	—	22,080
合 計	21,651	429	—	22,080

(3) その他歳計外現金・預金の増減の明細

(単位：百万円)

内容	本年度末残高
前年度末残高	—
本年度受入	5,646
本年度払出	—
本年度末残高	5,646